

## 1690年代の鑄貨論争とジョン・ロック

—— イギリス初期経済思想と貨幣学説 (1) ——

小池田 富男

### はじめに

15世紀末から18世紀中葉にかけて、近世・近代初頭の西ヨーロッパの時事的な諸問題をめぐって発表されてきた数多くの経済にかんする著作は、これまで一般に「重商主義の経済学」として一括されて取り扱われてきた。しかもそれらは、アダム・スミスの『国富論』の第4編で、もっぱら彼が批判する内容にそくして紹介され、否定的に論じられたことから、スミスの価値論および自然価格論において確立した古典派的方法的枠組（パラダイム）のみを絶対視する後世の「正統派」の経済学者たちから、ほとんど無視されてきたといっても過言ではあるまい<sup>1)</sup>。そしてそれは、あたかも「自由主義の経済学」によって理論的に克服されるべき、前期的な経済思想にすぎないものとして位置づけられてきたのであった。

しかしながら、しばしば誤解されたように、それらはけっして富と貨幣あるいは金銀とを混同し、外国貿易をつうじてあくなき金銀ストックの確保を追求しただけの、いわば倒錯した「貨幣万能」（money answers all things）の経済思想ではなかった。すでに、「重商主義の経済学」のうちの幾つかのものなかには、外国貿易を射程におさめたグローバル経済循環論を展開するなど、のちの古典派経済学をこえる一面すら

あったことを忘れてはなるまい<sup>2)</sup>。むしろJ.M. ケインズも指摘しているように、古典派の労働価値説（価値実体論）にもとづく価格理論をはじめとして、いわゆる「正統派」の経済学こそ、それ以降、もっぱらクロズド・システムとして国民経済を論じようとしたことによる均衡論的制約から、一方の「価値および分配の理論」と他方の「貨幣の理論」とに形式的に「分類」されてそれぞれ独立に扱われるようになり、その結果、貨幣数量説および「セーの法則」の陥穽におちいっていくことになったのであった<sup>3)</sup>。

そこで本稿では、さしあたり、ヨーロッパにおける中世末から近代初頭にかけての貨幣制度の史的展開をふまえて、イギリスの名誉革命前後の貨幣制度の近代化の過程における1690年代の貨幣の改鑄をめぐる経済論争をてがかりに、とりわけジョン・ロックの金属貨幣論を中心に、貨幣と市場についての近代経済思想の源流をさぐることにしよう。すなわち、それらが

1) Adam Smith, "An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations", 1776, ed. by Cannan, 1950, pp. 395-401. 大内・松川訳、『諸国民の富』、第4編第1章「商業の体系、すなわち重商主義体系の原理について」、(三)7-18頁、岩波文庫。

2) トーマス・マンの貿易差額論は、たんに貴金属の獲得を自己目的にしたものではなく、貿易収支の黒字基調を維持することが、外国貿易をつうずるイギリス国民経済の成長と雇用の確保につながることを明らかにするといった、経済循環論の視点から論じられたものである。しかもマンは、いわれてきたような、富（riches）と貨幣とを混同するような誤りをおかすことはなかった。T. Mun, "England's Treasure by Foreign Trade or, The Ballance of our Foreign Trade is the Rule of our Treasure", 1664, rep. Basil Blackwell, p. 18. 渡辺源次郎訳、『外国貿易によるイングランドの財宝』、東京大学出版会、68頁。

3) J.M. Keynes, "The General Theory of Employment, Interest and Money", 1936, pp. 292-293, 塩野谷九十九訳、『雇用・利子および貨幣の一般理論』、東洋経済新報社、331-332頁。

たんなる貴金属主義の偏見にとらわれた前期的な経済思想どころか、むしろ資本主義の生成期における近代的市場の形成過程の実情をふまえたものであり、スミス以降の経済学が見失っていった近代貨幣の特性と役割とを適確に把握し、表現したものでさえあったことが明らかにされなければならない<sup>4)</sup>。かくして、そののち19世紀以降に近代国家と信用制度が整備されていくなかで、こうした金属実質を備えた近代貨幣がふたたび象徴的な通貨にとってかわられていかなるをえなかった所以をも示すことができよう。

## I 近代世界と商品貨幣

### 1. 近代経済思想と貨幣認識

17, 18世紀は、経済学史上、経済にかんするさまざまな経験的、実証的な知識がしだいに統合されて、一つの独立した領域をもつ近代科学として「経済学」が成立していく時代であったが、理論的内容においては、貨幣的な経済分析がしだいに実物的分析にその地位を譲り渡していく過程であった。しかしながら、この17, 18世紀の貨幣をめぐる経済学説は、けっして後の古典派の実物的な均衡理論によってすべて批判され克服されてしまったというわけではなく、個々の内容にそくしてみれば、むしろ価値および貨幣にかんする理論の多くが継承されていったとさえいえよう<sup>5)</sup>。とりわけこの時代の、貨幣をめぐるロックとバーボンに代表される貨幣金属説と貨幣名目説との対立こそ、その後の地

金論争および通貨論争から現代にいたるまでの通貨をめぐる数多くの経済論争に際して、基本的な方法論上の枠組を提供してきたといっても過言ではあるまい。

しかしながら、これまでのように貨幣学説を金属説と名目説とに、あるいは商品説と国定説とに、いわば二者択一的に類型化しようとするだけの素朴な視点では、近代初頭の貨幣政策をめぐる諸問題や、貨幣をめぐるロックやバーボン、ラウンズらの論争について正しく理解することはできないであろう。後に詳細に検討するように、等しく貨幣金属説といっても、ロックのそれは、ウィリアム・ベティからスミス、リカードをへてマルクスに受け継がれていった貨幣商品説とは基本的に異なるものであったし、またロックに反対して軽鑄論を展開したラウンズについても、バーボンとおなじ貨幣名目説にたつものと位置づけるのもまた誤りといわなければならない。シュンペータが、貨幣金属説をさらに理論的金属説および実際的金属説に、貨幣名目説をさらに理論的名目説と実際的名目説とに細分すべきだとした所以も、実はここにあった<sup>6)</sup>。

周知のように、すでに古くからイスラーム世界のディナールやビザンチン帝国のノミスマなど貴金属貨幣の幅広い流通があり、さらには中世の西ヨーロッパでもそれぞれの局地的市場で銀を中心にした貴金属鑄貨の流通が存続していたとはいえ、それ自体はけっして貨幣金属説の根拠となるものではない。その供給源（造幣権限）を修道院や大領主などに独占されていたこれらの貴金属鑄貨は、当初はその金属実質とは無関係に人々の同意にもとづいて流通し、しかも金属量ではなく、あくまで個数において価格の単位を代表する存在にすぎなかった。そのかぎりではそれらの金属実質と刻印は、ただ人々の同意と鑄造権者の權威の象徴であったにすぎず、名目的な紙幣の流通と何ら変わるところが

4) 重商主義の経済思想家たちこそ、逆に古典派のように「抽象理論体系に歪められ」ることなく、「世界経済への適応を国民経済を成長させる最大の戦略であるとの認識のうえに立って」、「実践的現実的色彩をもつ」貨幣論を展開したことについては、本山美彦『貨幣と世界システム』、三嶺書房、1986、125-136頁。

5) ただ、古典派理論では、貨幣金属説が商品貨幣説として継承されたなかで、重商主義者たちが着目した貨幣の独自性についての認識は、しだいに自然価格論のなかに見失われていった。貨幣価値の規定を、価値尺度財（金）生産部門の利潤率均等化の問題として論じようとするかぎりにおいて、すべての経済学はこうした制約の中にあるといえよう。たとえばスミスは金銀の価値を、「あらゆる他の商品と同じようにその価値が変動」するものとしてのみ扱い、ロックが論じた鑄造価格と地金価格との乖離もたらず影響については、深刻な問題としては受けとめなかった（Smith, *ibid.*, p. 34, 邦訳、155頁）。

6) J.A. Schumpeter, "History of Economic Analysis", 1954, pp. 288-289. 東畑精一訳、『経済分析の歴史』、岩波書店、第二分冊、601-604頁。

なかったといえよう。ところが近代にかけてこれらの貴金属鑄貨も、しだいにそれに含まれる金属の実質が問われるようになっていったのであり、ここにはじめてその流通性を金属実質のみに裏づけられる、いわゆる商品貨幣としての近代貨幣が登場したのであった<sup>7)</sup>。

ロックの、非現実的とさえいえる、一定の品位と重量をそなえた「完全な」貴金属鑄貨の流通によってはじめて維持されうるような、極めて厳格な金属主義的貨幣システムの想定は、こうして近代初頭の資本主義的世界市場の形成期に固有な、《貨幣の商品化》という歴史的プロセスをふまえたものといえよう。その意味では、ロックをはじめとする当時の金属主義者たちは、理論的な意味において、貨幣名目説に積極的に対立していたというわけではなかった。ただ、こうした商品貨幣の一般的な流通を前提するシステムにはさまざまな制度上の問題があったことから、たびたびの通貨改革に際してその欠陥と対策が問われ、ここに貨幣名目説（象徴貨幣論）が金属説批判として登場してくる背景があった<sup>8)</sup>。

## 2. 市場社会の自生的秩序

資本主義は、ウォーラスティンの指摘するように、15世紀末から16世紀のヨーロッパにおいて形成された国際分業関係を基礎とする「歴史的システム」であり、自己目的的な価値増殖をめざして自律的な運動を展開する、世界的規模

での蓄積機構にほかならない。こうした近世から近代にかけての世界商業の展開を背景にして、グローバルな分業連関の中核地域に、価格弾力性をそなえた「自由」な商品生産を制度化するような《市場社会》、すなわち「商業社会」が形成されたのであった。この人格的自由の原理（契約原理）にそくして構成される《市場社会》こそ、近代的な国民国家の成立過程において、世界市場の自生的な秩序がいわば内部化され、「経済の社会からの自立」（K. ポランニ）を実現することによって生み出されたものといえるのではなかろうか<sup>9)</sup>。

この旧体制下のヨーロッパ世界のなかでの自生的な《市場社会》の形成については、まず政治思想の領域で近代自然法の理論として論じられ、その契約説にもとづく社会秩序の論理が、のちに古典派経済学者たちの手で自己調整的な市場理論に陶冶され、いわゆる経済学的均衡論を生み出していったことは周知のとおりである。そこで、市場社会の自生的秩序（カタラクシー）の形成についても、これまではもっぱら経済学的均衡論の視座から、市場の自己調整機能の問題として語られてきた。しかし、すでにハイエクによる適切な指摘があるように、両者は全く異なるものとして区別されなければならない。ロックが不安定ながらも「平和と善意と相互助力と生存維持」の状態として前提し、またヒュームが人々の道徳感情にそくして正義の徳のコンヴェンショナルな形成について論じたものこそ、まさに《市場社会》の自生的秩序の論理だったわけである<sup>10)</sup>。

7) 中世末から近世にかけての市場と貨幣流通の歴史については、F. Braudel, "Les Jeux de L'echange"; *Civilisation Matérielle, Economie Capitalisme, X V — X V III Siecle*, tome 2 (『交換のはたらき1』山本淳一訳、みすず書房)、湯浅越男『文明の「血液」』、新評論、1988、第6章・第7章、および本山美彦、前掲書、第2—4章を参照した。

8) ペティからスミス、リカード、マルクスにつうずる理論的な貨幣金属説においては、一般に、「金（銀）は生まれながらに貨幣ではないが、貨幣は生まれながらに金（銀）である」と誤解されてきたが、それは、こうした近代初頭の世界市場形成期に固有の論理として、《貨幣の商品化》の問題を位置づけえなかったことによるものといえよう。そのことは逆に、こうした資本主義世界経済の確立以降において、ふたたび各国で《貨幣の象徴化》が進行していかざるをえなくなったことの分析を制約しているのではなかろうか。

9) 近代の商品貨幣の登場（貨幣の商品化）による自立的な世界市場システムの成立は、グローバルな蓄積機構としての資本主義世界経済の確立の、いわば第一段階にすぎず、K. ポランニのいうように、「市場社会の成立」には、なお《土地の商品化》および《労働（力）の商品化》という第二、第三段階をへなければならない（K. Polanyi, "The Great Transformation", 1957, 『大転換—市場社会の形成と崩壊』、吉沢・他訳、東洋経済新報社）。ここに、近代の資本主義的な世界市場を、たんなる経済余剰の「周辺（半周辺）」から「中核」への移転（収奪）のシステムに解消した、ウォーラスティンの世界システム論の限界が指摘できよう（I. Wallerstein, "The Capitalist World-Economy", 1979, pp. 70-71. 『資本主義世界経済I』、藤瀬・金井他訳、名古屋大学出版会、95頁）。

10) ポランニにおいても「市場社会」の成立と自己調整

ただロック以降、ヒュームやハチスンの政治哲学においては、この近代に固有な市場社会の秩序の問題は、もっぱら人間本性一般の問題としてのみ扱われるにとどまり、いうまでもなく「経済の社会からの自立」の問題として位置づけられることはなかった。他方、スミス以降の経済学の展開は、モラル・サイエンスとしての広義の「政治経済学」から、しだいに市場の静学的分析を課題とする狭義の「経済科学」の方向にシフトし、この「経済の社会からの自立」といった資本主義の根幹にかかわる問題については、ほとんど不問に付されてきたといっても過言ではあるまい<sup>11)</sup>。またマルクス経済学においても、その生産価格論に集約される「価値法則」は、経済余剰の階級的な分配（搾取）関係と市場のもつ資源の合理的配分機能とを統合する論理たりえても、世界的規模における資本の自律的な蓄積運動の理論たりえてはいないといつてよい。その基本的な原因の一つに、何よりも、それらの理論体系においては、均衡論としての自己完結性を追求するあまり、近代的市場にかんする詳細な検討が欠如していたことがあげられなければならない。

たしかにそれらの理論が想定するような自己調整的市場は、近代資本主義の登場をまっぴらしてはじめて説き得るものである。とはいえ、商品経済の一つの社会システムとしての自立は、何もそうした市場の自己調整機能によって根拠づけられているというわけでは決してない。そこで

的市場の形成とが同一に取り扱われているが (Polany, *ibid.*, p. 79, 邦訳, 91頁), ハイエクは、従来の経済学の伝統にたいして、「市場秩序を構成する多数の相互依存の経済のネットワーク」の形成という問題と、「単一の目標に向けられた意識的選択と協調の行動」という、狭義の「経済」の論理との明確な区分を要請した (F.A. Hayek, "Law, Legislation, and Liberty", vol. 2, pp. 107-120). この市場の自生的秩序を、スミスやハイエクのように法 (正義) の問題に解消するのではなく、あくまで経済過程にそくした近代の商品貨幣の問題として論じようとするのが本稿の課題である。

11) スミス以降、モラル・サイエンスとしての政治経済学の復権に寄与したのは、いうまでもなく、ケインズである。こうした道徳哲学者としてのケインズについては、間宮陽介『モラル・サイエンスとしての経済学』, 1986, ミネルヴァ書房, 第7章「ケインズの経済理論」が参照されなければならない。

われわれは、市場経済が一つの自己完結した社会システムとして確立する根拠について、何よりも歴史的事実にそくしながら、金や銀などの貴金属を本位貨幣に制度化していったいわゆる《貨幣の商品化》にもとめることができよう。しかもこうした近代貨幣は、これまでの経済学が扱ってきたように自己調整的であるどころか、その相対的に独自の運動のモチーフによって、むしろ市場を攪乱する要因として能動的に機能してきたのであり、かかる意味においてはじめて、自律的な運動を展開する近代的市場を編成しえたのであった<sup>12)</sup>。

### 3. 貨幣の商品化

中世末から近代初頭にかけてのヨーロッパの貨幣制度の歴史は、こうして、それまで交換貨幣として流通していた鑄造貨幣 (coin) が、もはやその象徴的な刻印をではなく、しだいに貴金属の実質を問われていく歴史であった。それゆえ、それらの刻印は、もはやたんなる交換用具としての社会的合意や、さまざまな鑄造権者の権力を象徴するものとしてではなく、あらたに、どれだけかの量の貴金属の実質を保証するものとしての機能を持つようになっていったのである。等しく鑄貨といつても、その持つ意味は、《貨幣の商品化》以前と以降とは異なるのである。そしてその商品化の過程で、それぞれ用法を限定された特定目的貨幣として別個の歴史的起源を持つ計算貨幣 (unit of account), 支払い手段 (means of payment), そして交換手段としての貨幣は、近代のいわゆる全目的貨幣に統合されていったことはいうまでもない<sup>13)</sup>。

12) 吉沢英成教授のいうように、マルクスもまた、「貨幣は基本的には一般商品と同様、市場の需給メカニズムの作用のもとにあり、それによって貨幣の多寡も調整されるものとする」「経済学の伝統」に制約されていた。重商主義の経済思想家たちのなかでもロックだけが、一般の諸商品とは異なり、金銀の「貨幣的役割が何らかの相違をもたらすことを、もっと容認する用意をもっていた」(Schumpeter, *ibid.*, pp. 290-291, 邦訳, 第2分冊, 606頁) 人物ということになる。

13) ポランニの「原始貨幣」論をふまえて、メンガーやマルクスの19世紀的な商品貨幣説について再検討した、吉沢教授の「シンボルとしての貨幣」(前掲書, 第5章・

ところで、近代の商品貨幣の生成については、金属説と名目説の形式的対立にわざわざされ、また貨幣がもっぱら交換手段としての機能にそくして一面的に論じられてきたことから、マルクスやメンガーをはじめとするこれまでの貨幣理論においては、十分に論理化されているとはいえない。たんなる交換用具や計算貨幣としては、貨幣はそれ自体、名目説が説くようにいかなる金属的裏付け（商品性）をも必要としないのであり、またかかるものとして古くから人々の合意の下に広く流通してきたのであった。それゆえ近代の商品貨幣は、対外的および国内での経済余剰の移転と保管にかかわる、支払い手段や価値保有手段としての用法に起源をもつということになる。

すなわち、近代における《貨幣の商品化》の背景には、まず第1に、もともと象徴的な通貨として古くから局地的に流通していた鑄造貨幣が、対外交易の拡大をつうじてしだいに、しばしば対外債務の支払いに用いられていた奢侈財としての貴金属にリンクされるようになっていったことがあげられる。その結果、それぞれの地域における貴金属の相場が、しだいに複数の局地的通貨の交換レートの基準になっていったのであり、また、すでに対外交易においてかなり利用されていた為替相場の安定がはかられたのであった。第2に、国内的にも、商品生産と市場での商品交換が人々の生活のなかになんかの程度日常化していくなかで、現在の経済余剰を将来の多様な消費のために蓄える手段として、耐久の奢侈財である貴金属がもちられるようになっていったことから、できる限りその資産価値を安定させるために、鑄造価格と地金価格を一致させるような貨幣システムが要請さ

れたことを推測しえよう。この点で、ロックが人々の「貨幣使用の暗黙の同意」を、たんなる交換の便宜をはかる手段としてではなく、「使わないで腐らせてはならない」という「腐敗制度」(spoilage limitation)の視点から論じていることは、はなはだ興味深い<sup>14)</sup>。

しかしながら、こうして貴金属の実質をそなえた商品貨幣が登場し、すべての通貨の単位が貴金属の一定重量にリンクされるようになったとしても、そのこと自体が近代的市場の形成を意味したわけではない。《貨幣の商品化》にもとづく市場システムの自立には、たんに定められた品位の貴金属の一定量をもって価格（価値尺度）の単位とすることが制度化されるだけでなく、鑄造貨幣あるいは地金の形態で社会に保有されている大量の貴金属の不確実な動向いかにによって、一般の諸商品の価値が不断に左右されるという関係が制度化されなければならないからである。そしてそのためには、貴金属の鑄貨への自由な鑄造、および鑄貨の地金への自由な溶解が保証されるような貨幣システムが確立しなければならなかった。むろんこうした自由鑄造（溶解）制度が成立するためには、それを賄うだけの十分な貴金属量が確保されなければならない。そこで諸国は金銀の獲得をめざした重商主義政策を展開したのであった<sup>15)</sup>。

14) John Locke, "Two Treatises of Government", 1690, The Works of John Locke, vol. V, pp. 364-365, —以下, "Two Treatises"と略——鶴飼信成訳, 『市民政府論』, 51-52頁, 岩波文庫。

15) 16世紀の初期の重商主義者たちの関心は、もっぱら外国為替の規制にあったが、17世紀には、トーマス・マンの貿易論に代表されるように、しだいに貿易差額のバランスに関心が移っていった。これはたんなる経済思想の進化というよりは、その背景に、新大陸からの貴金属の大量流入によって、世界市場がそうした金銀の無規律的な運動によって左右されるような、新たな段階をむかえたことをみなければならぬのではなからうか。《貨幣の商品化》が、しだいに、大陸のバンカーたちによる為替相場の人為的操作の余地を少なくしていったであろうことは、いうまでもない。R. de Roover, "Gresham on Foreign Exchange, an essay on early English Mercantilism with the Text of Sir Thomas Gresham's Memorandum for the Understanding of the Exchange", 1949, pp. 179-180 および渡邊源次郎『イギリス初期重商主義研究』, 未来社, 1959, 149-164頁を参照。

第9章)論を参照。ただ、教授においては、貨幣金属説はすべて、金本位制の自動調節メカニズムを想定する古典派いらいの商品貨幣説（均衡理論）と位置づけられ、ロックのような実際の金属説の意義については看過している。これは、金属説と名目説という、周知の二分法に依拠したことによるものではなからうか。その結果、近代の商品貨幣の登場の歴史的な意義そのものが見失われることになるのではなからうか。

#### 4. 重商主義の貨幣政策

ヨーロッパでは、11世紀末からの十字軍の遠征をきっかけとするイタリア諸都市での商業のめざましい発展があったにもかかわらず、資本主義世界経済の成立までにはなお数世紀をへなければならなかった。「地理上の発見」とそれにつづく商業革命、そして新大陸からの大量の貴金属の流入にともなう価格革命をエポックとして、ここに世界史的な意味における「貨幣の資本への転化」の第一段階が始まったといえよう。すなわち、大西洋を舞台にして成立したあらたな世界商業は、15～16世紀に新大陸からスペインを経由したヨーロッパへの大量の金銀の流入によって、もはや国際分業関係の量的拡大というだけにとどまらず、資本主義世界経済の基礎を形成するような自律的な世界市場を編成することになったのであった<sup>16)</sup>。

すでに多くの指摘があるように、中世以前の遠隔地間交易や局地的商業は本質的に非競争的（管理的）で、それ自体は、《市場社会》を形成するような近代への新たな潮流を築くものではなかった。たとえ、市場での販売を目的にした商品生産が多く行われるようになったにしても、いまだ貴金属の地金と貨幣とが制度的に一体化しておらず、貨幣供給量および貨幣価値が権力的に制約されているかぎり、商品生産の発展もそれに左右されることになり、商品経済が一つの自立したシステムとして確立したとはいえないからである。ところが、1520年のスペインによるメキシコ征服と、1530年代のペルー征服を契機に、大量の貴金属とりわけ銀がスペインを経由してヨーロッパに流入すると、ヨー

ロッパ全土にわたる3～5倍の急激な物価の高騰もあって、旧来の自足的な農民経済を基礎にした封建的な社会経済構造が変革されていった<sup>17)</sup>。

こうして16世紀には、それまでのドイツ諸都市やポルトガルにかわって、新大陸の銀が主要に取引されるようになったアントワープを中継基地として、東インド貿易と新大陸貿易とを結ぶあらたな世界市場の編成がなされた。しかし何よりも、貴金属がヨーロッパに大量に運びこまれた結果、それらの貴金属の、購買貨幣から蓄蔵貨幣への、あるいは蓄蔵貨幣から購買貨幣への不規則で無規律な変動によって、市場の価値関係のいわゆる無政府的な変動が生じたのである。しかも、こうした市場における価値関係の無規律的な変動は、当然のことながら、保有される貨幣資産の価値の変動をともなうから、逆にそれらを投機的に運用することによって貨幣資産の増殖をはかろうとする、いわゆる「貨幣の資本への転化」が、当時の特権的な商人層によって担われたのである。

重商主義の経済学説は、こうした歴史的背景の中で、さしあたり王室とむすびついた少数の特権的な商人資本の経済的利害を代弁するものとして登場したのであった。そして近代における最初の経済論争ともいべき、東インド貿易をめぐる展開された17世紀はじめの「外国為替論争」は、こうした《貨幣の商品化》の過程に必然的な、一方での自由鑄造・地金銀輸出の自由という商品貨幣の原則と、他方での必要貨

16) 12, 13世紀の「大商業の復活」いらいの都市の出現と商業の発展が、ストレートに、持続的な封建制の解体をもたらしたとするアンリ・ピレンヌのテーゼ (H. Pirenne, "Les villes et les institutions urbaines", 2 vols, 1939, pp. 90-92. 佐々木克巳訳, 『中世都市—社会経済史的試論』, 創文社, 1970, 87-88頁) については、すでに、「商業ルネサンス」こそむしろ封建制の強化を促したのだとする多くの批判がなされてきた。われわれは、こうした16世紀における急激な貴金属の大量流入に、世界史的エポックとなるような、自律的な世界市場の形成と封建制解体の起爆力をもとめることができるのではなかろうか。

17) ハミルトンの価格革命論では、アメリカ産の金銀の流入によるイギリスの物価の全般的上昇に賃金および地代が立ち遅れたというシェーマによって、資本の蓄積すなわち資本主義の成立が説かれたが (E.J. Hamilton, "American Treasure and the Price Revolution in Spain, 1501-1650", 1934, p. 35), われわれは新世界産の金銀の流入の意義を、ハミルトンのようなたんなる相対価格の変動という問題に解消するのではなく、資本としていつでも投機的に運用されうるような、大量の遊休資金が形成されていったことにもとめなければならないのではなかろうか。それゆえ、貴金属の流入が必ずしもそれに比例した物価の上昇を伴わなかったとする批判や、物価の上昇が人口の増加といった他の要因によるのではないかとするブレナーらの批判をクリアーすることができよう。

幣量の確保のための鑄貨の溶解・輸出の制限（禁止）の要請という、各国が多かれ少なかれ悩まされた貨幣制度上の二律背反に原因する最初の政策論争として位置づけられよう。それは結果的には、東インド会社による貨幣輸出の制限をもとめたG. マリーンズらの取引差額主義にたいして、トーマス・マンやJ. チャイルドらの貿易差額主義の勝利するところとなり、1661年に地金銀の輸出の自由化が原則的に承認されたのであった。そしてロックの貨幣理論は、これからみていくように、マンの貿易差額論（前期的自由主義）の直接の延長線上に位置づけられるのである<sup>18)</sup>。

## II ロックの貨幣観と商業社会像

### 1. 1690年代とジョン・ロック

市民革命期のイギリスにおいて、1660年代のいわゆる「第一次利子論争」をはじめ、1690年代の東インド産綿布の輸入をめぐる自由貿易論と保護主義との「キャリコ論争」、そして当面のわれわれのテーマである、貨幣の改鑄をめぐるロックとラウンズとの鑄貨論争などをつうじて、重商主義の経済思想も、絶対王政期の水準から格段の飛躍的進歩をとげることになった。そこで、ロックの貨幣理論、および彼の経済観の特質について検討する場合にも、さしあたり、背景となったこれらの市民革命期の論争のなかでのロックの位置を整理しておくことが必要であろう。

ロックの固有な貨幣認識は、彼がかかわった最初の経済論争ともいうべき、利子率の引き下げをめぐる利子論争のなかから生まれてきたものである。トレードの拡大と国富の増進のために法定利子率を6パーセントから4パーセントへ引き下げることが唱えたジョサイア・チャイルドにたいして、ロックはアシュリの意を受けて反論し、低金利政策はかえって貨幣の退蔵や海外流出を招いて貨幣の不足をきたすだけだと

批判し、低金利はいわば経済成長の原因ではなく結果にすぎないと主張した<sup>19)</sup>。そこで利子率についてロックは、もっぱら国内の流通量に依存し、貨幣の需給関係によってのみ左右されるとする「自然利子」論を提起し、それへの人為的な介入には反対したのであった。そこには、「事物の自然の流れ」に委ねようとするロックの放任主義の市場（貨幣）観が読み取れるが、しかしそれはバーボン、ノース、ダヴィナントらの自由貿易論とは基本的に異なるものであった。

1690年代を代表する著名な「キャリコ論争」にさいして、チャールズ・キングらの保護主義を批判して提起されたバーボンやノースらの自由貿易論は、たしかに一面ではマンの前期的な自由主義の流れをくむものであるとはいえ、しかし、あらたに貨幣数量説にもとづくいわゆる「正金配分の自動調節理論」のうえにたつて、むしろ保護主義者たちの方が依拠していた貿易差額説（労働・雇用・勤労差額主義）の非有効性を立証する方向にあった<sup>20)</sup>。こうした均衡論的な市場観こそ、彼ら自由貿易論者たちの名目主義的な貨幣認識を生み出した土壌であり、「貨幣の中立性」の理解のうえに立ったのちの古典

19) J. Lock, "Some Consideration of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money", 1692—以下, "Some Considerations"と略—, rep. 1968, pp. 6-12, 田中・竹本訳, 『利子・貨幣論』, 7-13頁, 1978, 東京大学出版会。1690年代におけるロックと当時の経済思想家たちについては, Terence Hutchison, "Before Adam Smith", 1988, pp. 56-87 を参照。

20) バーボン、ノース、チャイルドの自由貿易については, W.J. アシュレーイらい, 「彼らの唱える自由は, 独占のための自由であつて, 本来の自由ではないとする, とくに日本において支配的となったといつてよい解釈」(杉山忠平編『自由貿易と保護主義』, 1-2頁, 1985, 法政大学出版局)があるが, 杉山教授によるきわめて適切な指摘があるように, 「フリー・トレードの≪フリー≫とは, ……トレードへの自由な参入という意味での独占批判」と, 「国家によるトレード規制への批判を意味するものとしてもとらえらえる」(杉山, 前掲書, 2頁)のであり, 後者の視点にたてば, バーボン, ノースの自由貿易論も近代的自由主義の源流として位置づけられよう。これに反して, 前者の視点から前期的自由主義とする解釈としては, 小林昇『重商主義の経済理論』, 1952(『小林昇経済学史著作集』Ⅲ, 未来社に所収)を参照しなければならない。

18) 「外国為替論争」におけるマリーンズおよびマンの所説については, 渡邊源次郎, 前掲書, および張漢裕『イギリス重商主義研究』, 1953, 岩波書店を参照した。

派の商業社会像に、かなり近接したものであることはいうまでもない。

これとは異なり、ロックはむしろウィッグの立場に忠実に、国内産業の育成の視点から問題をとらえ、いかにして国民経済の成長のためにトレードの拡大に必要なだけの貨幣量を確保するかを論じたのであった。貨幣および市場をめぐるロックの所説が、これまで、マンいらいの貿易差額論にとどまるものとして扱われてきた理由も、ここにあった。しかしすでにマンの貿易差額論がそうであったように、ロックもまた、たんなる金属主義の偏見に終始したわけではなく、国内産業の成長とそれにもとづく貿易収支の順調こそが貴金属貨幣の流入をつうじてますますイギリス国民経済の繁栄をもたらすであろうという、極めて積極的な経済循環論を構想していたのであった<sup>21)</sup>。

こうして彼の貨幣金属説においては、貴金属の流通を媒介にした世界市場の論理と、国内製造業の発展を駆動力とする国民経済の成長の論理とが、いわば統合されていたということが明らかになるであろう。そこで、「ある大きさのトレードを動かすには一定の割合の貨幣が必要であり、その一部の貨幣の動きが止まると、それだけでトレードが減少するから」、利子率の人為的な引き下げは、たしかに一部の商人の利益にはなるであろうが、トレードの阻害によってイングランド王国全体に不利益をもたらすだけであると批判したのであった。

## 2. 金属実質と貨幣価値

ところで、利子論争および鑄貨論争にさいして、ロックはまず何よりも、貨幣についての詳

21) 『利子・貨幣論』におけるロックの経済思想が、たんなる時論にとどまらず、外国貿易をつうずる「貨幣の循環過程のなかで生産物の循環をとらえようとする、「一国社会内部における経済構造の総体分析にまで進んだ」ことについて指摘した平井俊彦『ロックにおける人間と社会』、1964、ミネルヴァ書房、89頁を参照。これは、ロックにおいて貨幣の獲得が決して自己目的とされておらず、貨幣量の増大が富裕化の結果とされていることによって何よりも示されよう (Lock, "Some Considerations", p. 15, 邦訳, 16頁)。

細な検討から出発した。そのなかで、「貨幣の価値」というばあいにも、《価格標準》と《利子》、そして《貨幣の購買力》とが、必ずしも十分とはいえないが、一応区別されて論じられているとあってよい。ロックは、まず「貨幣の価値」を「消費財と土地の双方」に対応させて「二重」に規定し、一方では、「貨幣はその利子によってかかる年収入を生むことができ、この点で貨幣は土地と同じ性質をもつ」としながら、他方では、「交換によってわれわれに生活必需品ないし便宜品をもたらすことができるからで、この点で貨幣は商品の本性を具備している」という。そして、それら二つの「価値」は、それぞれ異なる決定原理をもつものとされたのである<sup>22)</sup>。

これまで、ロックの貨幣価値にかんする規定については、需要供給説や貨幣数量説、そして「内在的価値」説などが錯綜し、あたかも彼が理論的な混乱に陥っていたかのように扱われてきた。しかしそうした誤解は、「貨幣の価値」にかんするロックの多面的な展開について、必ずしも十分な整理がなされてこなかったことによるものといわなければならない<sup>23)</sup>。このうち利子率、すなわち利子の「自然価値」については、貨幣量の絶対水準とはかかわりのない、貨幣の借手に対する貸手の相対的な比率によって左右される、純粹な市場価格としてのみ理解されているとあってよい。そこで問題は、おのずから、貨幣の購買力をめぐる彼の数量説的規定と、「内在的価値」の理解にもとづく貨幣金属説との、論理的な整合性にしぼられてくるであ

22) Look, "Some Considerations", p. 49, 邦訳, 48頁。ともにロックは「貨幣の価値」として論じたにしても、両者を明確に区分しているからには、彼が貨幣と資本とを区別できなかったとする批判 (例えば, H.R. Sewall, "The Theory of Value before Adam Smith", 1901, pp. 85-86) は妥当しないであろう。

23) 田中正司教授は、ロック『利子・貨幣論』所収のすぐれた「解説」において、「ロック理論の限界性は、彼の理論においては価値論が労働価値説と使用価値説と市場価値論 (需要供給説) との三者に分裂し、価値論が価格論の基礎たりえていない」(前掲書, 364頁) と批判されるが、こうした理由から必ずしも首肯できないであろう。



ろう。

ロックの貨幣金属説は、すでにみたような世界市場の形成過程における各国通貨の貴金属商品とのリンクという歴史的背景をふまえたものであり、シュンペータのいう「実際の金属学説」として、ウィリアム・ペティの商品貨幣説とは本質的に区別されなければならない。そして彼の貨幣理論が金属説たる所以は、直接には、価格標準についての規定によるものであり、貨幣の改鑄をめぐる彼の重鑄論も、結局は、貴金属本位制を維持するうえでの価格標準の在り方にかかわるものであった。ロックは貨幣を、さしあたり「計算用具」(counters) および「保証物」(pledges) として必要なものとし、前者の機能が「刻印と呼称によって」いわば観念的になされるのにたいして、後者こそ「その内在的価値、すなわち貨幣の分量によって」実在的に機能しなければならないものと区別し、次のように述べている。

「すなわち人類は金銀に、その耐久性と稀少性、およびたやすく偽造されにくいという理由で、創造的価値を与えることに同意し、一般的合意によって金銀を共通の保証物にしたのである。それによって人々は、金銀と交換に、これらの金属の任意の分量の代わりとして、手放したものと等価値の物を受け取ることを保証されるのである。こうした方法によって、一般的交易品とされたこれらの金属において内在的価値とみなされるものは、人々がやり取りする金属の分量にはかならないことになる。すなわちこれらの金属は、貨幣としては、人が必要としたり欲したりするものを手に入れるための保証物として以外の価値をもたず、しかも、これらの金属が、われわれが必要としたり欲したりするものを獲得するのはその分量によってのみであるから、商業に使用される金銀の内在的価値はそれらの分量以外の何物でもないことは明らかである。<sup>24)</sup>」

ロックにおいては、「貨幣とみなされる銀の

内在的価値は、一般的同意が銀に与えるその評価」、すなわちあくまでも価格標準(単位)の設定による「想像的価値」(imaginary value)と理解されていることに注目しなければならない。貨幣が金属実質をもったものでなければならない、手形や証券によって代替されえないことの理由については、たんに、それが「偽造されにくい」という素材的特性において、価格標準の機能を果たしていることにもとめられているだけにすぎない。かくして、貨幣価値を一般の商品価値と同じように金属実質たる銀の生産及びその運搬に要した労働量にもとめ、それとの等価関係をつうじて価格標準機能をはたすとしていたペティの場合とは、基本的に異なるのである<sup>25)</sup>。そのかぎりでは、ニコラス・バーボンが「貨幣とは法律によって作られた価値」であり、「貨幣の価値はもっぱら法律から生ずる」というのと、さほど対立しているわけではない。ただバーボンにおいては、もっぱら古くからみられる計算貨幣としての一面のみにそくして貨幣を理解したために、そうした価格の単位が一定量の貴金属重量とむすびつくという、貨幣の近代化(商品化)の意義を理解しえなかったにすぎない<sup>26)</sup>。

### 3. ロックの貨幣数量説

もともとは一般の商品と同じように絶えず変動する価格をもった貴金属の一定量も、それが価格の単位(価格標準)に制度化されることによって、その地金価格は、いわゆる鑄造価格に固定されてしまうことになるであろう。ロックは、貨幣の改鑄をめぐる論争にさいして、誰よりも、この価格標準を一定に維持することこそ

25) W. Petty, "A Treatise of Taxes and Contributions", 1662, 大内・松川訳, 『租税貢納論』, 1952, 岩波文庫, 77-80頁。カルペパやチャイルドにたいして、利子引き下げが貨幣の退蔵や海外逃避, 外資の引き揚げを招き, けっきょくは国民経済にとってマイナスに作用するであろうというロックの批判は, マルクスの指摘もあるように, 多分にペティに依拠したものと見えるが, 貨幣価値の認識においては基本的に異なっていた。

26) Nicholas Barbon, "A Discourse of Trade", 1690, 久保芳和訳, 『バーボン/ノース交易論』, 1966, 東京大学出版会, 20-21頁。

24) Lock, "Some Considerations", p. 31, 前掲訳, 31頁。

が、市場経済の安定を保つうえで必要だと説いたのであった。すなわち、その変動はけっして名目的な呼称の変更にとどまらず、対外的に為替相場（平価）の動揺を引き起こし、国内においても、信用取引における債権・債務関係、および年金受給者たちに多大な影響を与えるであろうことを、何より危惧したからである<sup>27)</sup>。

ロックは、こうした価格標準については、「人類の普遍的同意が銀と金に賦与したかの内在的価値」と規定し、いわゆる貨幣の購買力を意味する、貨幣の「市場価値」とは明確に区別した。そして後者については、「その国の現在のトレード（量）に比しての現在の流通貨幣量」に依存すると、次のような、いわゆる貨幣数量説的な説明に傾斜していった。

さしあたり、「ある物の一定量を常に他の物の一定量と等価値にさせるような固定的な内在的自然的価値はどんな物にも存在しない」としたうえで、ロックは、「あらゆる商品——貨幣もその一つである——におけるこの（その商品が他の商品に対してもっている……引用者）比率は、それらの数量の販路に対する比率」によって左右されるという。ただ、貨幣については、それが「万能であるがゆえに、誰もが際限なく喜んで貨幣を受け取り、手元におこうとする」がゆえに、「貨幣の販路は常に十分であるか、あるいは十分以上」であるから、「したがって、その価値を規定し決定するには、その量だけで足り、他の諸商品のようにその数量と販路との間のいかなる比率をも考慮する要はない」というのであった<sup>28)</sup>。

しかしながら、誰よりも貨幣の価値保有手段および支払い手段としての機能を重視し、また、トレードに必要な「ある一定比率の貨幣」を規定する要因として、貨幣量とともに、その「流通速度」をも考慮しなければならないとしたロックが、素朴な貨幣数量説にたっていたとい

うことはできないのではなからうか。ただ、彼が「現在の流通貨幣量」の変化という場合に、正確にはその時々有効需要量を規定する「流通速度」の短期的な変動として語るべきことと、貨幣の購買力の長期的な平均水準を規定する、「たいていの商品よりも緩慢にしか変化しない」貨幣量の問題とが明確に区別されてはいなかったために、こうした誤解が生じたといえるのではなからうか。しかもロックは、貨幣の購買力の短期的な基準について、むしろ一般の商品価格の問題であると、それ以上の言及をしなかったのである<sup>29)</sup>。

貨幣の平均的な流通速度を所与とすれば、たしかに貨幣の購買力は貨幣量によって規定されるのであるが、それはあくまで貨幣の購買力の長期的な平均水準についていっているにすぎず、本来の貨幣数量説が論じてきたような、その時々に変化する短期的な貨幣の購買力の動向を規定するものではないことに注意しなければならない。彼の数量説は、あくまで貿易収支の動向にかかわるものとして、おおよそ「七年ないし二十年間をひとまとめ」にした、長期にわたる貨幣の購買力水準の規定であったがゆえに、「正金配分の自動調節理論」におけるような短期的な均衡論とは無縁だったのである。このことは、けっして「不変の価値尺度」ではない貨幣も、「二・三年の期間に限れば、諸物品の価値の変化の最適の尺度」であり、それ以上の「長

27) Lock, "Some Considerations", pp. 142 - 148, 前掲訳, 136 - 142頁.

28) Lock, "Some Considerations", pp. 66 - 71, 前掲訳, 64 - 69頁.

29) ロックの「貨幣数量説」については、上記のロックの叙述が必ずしも数量説を意味するものではないとの、羽鳥卓也教授による疑義がだされている（羽鳥卓也『市民革命思想の展開〈増補版〉』、御茶の水書房、1976、85 - 89頁）。ロックにおいては、「貨幣の価値尺度」というばあいには、個々の売買で実現される商品の市場価値の裏返しと、長期的な貨幣の購買力の一般的水準をさすばあいが明確に区別されていなかったことによる解釈であろうが、しかし後者の規定としてみれば、やはり一つの貨幣数量説といわなければならない。そのかぎりでは何ら貿易差額説（流通必要量の規定）と齟齬しない。これについては、T. Guggenheim, "Preclassical Monetary Theories", 1989, Part I, および平井俊彦、前掲書、根岸隆「ロックにおける貨幣数量説のミクロ的基礎」（『経済論叢』、Vol. 139, No. 1, 1987）、大森郁夫「D. ヒューム以前の機械的数量説—初期貨幣数量説の形成と批判〈1〉」（『早稲田商学』、No. 314・315, 1986）を参照。

期間にわたる諸物品の変化した価値を判定する最適の尺度」は、むしろ小麦にもとめるべきだとしたことから明らかであろう<sup>30)</sup>。

周知のように、いわゆる貨幣数量説は、ヨーロッパにおいてすでにはやくから定式化され、またさまざまなヴァリエーションをとまないつつ、その後の貨幣理論のなかに多かれ少なかれ受け継がれていった。しかしロックの貨幣数量説は、後の古典派に代表されるような、いわゆる《貨幣の中立性》の理解のうえにたつ数量説と基本的に異なるものであった。いうまでもなくロックにおいては、外国貿易をつうずる貴金属の流入・確保が、第1には、国内製造業にたいする有効需要の拡大のために要請され、第2に、自国商品の価格を「隣邦諸国の同種の商品と同じ価格」に維持することによって「損をせず（近隣諸国と）トレードを維持するため」の必要から説かれた。こうして数量説は、ロックにおいて、いわば貿易差額論を正当化するための論理であり、「正金配分の自動調節理論」におけるような貿易差額論の無効性を説く場合とは、全く正反対なのである。

#### 4. ロックの商業社会像

ロックの『利子・貨幣論』は、彼がオランダへの亡命から帰国した後1691年に、すでにみた法定利子の引き下げと貨幣価値の引き下げをもとめて議会上程されていた二つの法案をめぐる論争にさいして、それらの法案への反論のために出版された著作であった。そしてそれは、ロック自身が指摘しているように、すでに1668年に書かれていた「利子論草稿」をもとにしたものであるが、そこでの市場経済にかんする経験的な観察と分析こそ、1690年に公刊された近代の政治思想を代表する著作ともいえるべき『市民政府論』で展開された、彼の商業（市民）社会像を準備するものであった。

すでに幾つかのすぐれた研究によって明らか

にされてきたように、ロックの『市民政府論』は、彼が「利子論草稿」いらいつぶさに見てきた近代ヨーロッパの現実の商業社会を、当時の自然法理論の一般的な手法にならい、いわば発生史的に基礎づけたものであった<sup>31)</sup>。すなわちロックは、市民社会と国家の起源を「家族」にもとめ主権の根拠をアダムスの「私的支配権」にもとめたフィルマーの家父長制的社会理論を批判して、社会のすべての構成員が所有権の主体であり、それゆえ政治的同意の主体である所以を、周知の「自然状態」（商業社会）から市民社会（政治社会）への移行の論理においてあきらかにしたのであった。

いうまでもなくロックの「自然状態」、とりわけ「貨幣使用の同意」がなされる第二段階こそ、いわば16、17世紀の近代ヨーロッパをみすえたロックの商業社会論の出発点にほかならなかった。むしろその第一段階は、たんに、近代的所有を各人のパースンの発露ともいえるべき労働によって根拠づけるための、自然法思想において常套的に用いられてきた思弁的設定にすぎない。そして、この自然状態の第二段階のうに成り立つ政治社会（国家）も、ロックにとっては、たんなる「貨幣使用の同意」がそのまま生み出すものとされているわけではない。共有財産であった土地の供給（開拓による囲い込み）に限界が生じ、蓄積された貨幣による購買の対象となって「不均等な私有財産」が発生したことこそ、個々人の所有権の保護機関たる政治社会（国家）形成の原因がもとめられたのであった<sup>32)</sup>。

こうして、市民社会の前段階に位置づけられる「自然状態」の第二段階は、その第一段階のような演繹的に推論された架空の社会とは異なる

31) 田中正司『市民社会理論の原型』、御茶の水書房、1979、および田中・平野編『ジョン・ロック研究』、御茶の水書房、1980。

32) ロック市民社会論では、自然状態から社会状態への移行の契機として「貨幣使用の同意」が位置づけられてきたが、この段階は、いまだ国家がでてくるまえの状態であることに注意しなければならない。Lock, "Two Treatises", p. 365, 邦訳、50 - 51頁。

30) Lock, "Some Considerations", pp. 74 - 75, 前掲訳、71 - 72頁。

り、実は、すでにみた「貨幣の商品化」をつうじて一つの自立した社会システムとして形成されていった、近世から近代初頭にかけて成立した西ヨーロッパの商業社会の現実だったわけである。しかもそれは、世界貨幣としての貴金属商品の流通を介してグローバルに展開された世界商業を背景にしたものであり、その基礎のうえに国民国家の成立を構想していたことが窺えよう。このようにロック市民社会論は、彼が通商植民委員会のメンバーとなり、「利子論草稿」や『利子・貨幣論』を書く過程において次第に精通していった、当時の商業取引の実務や外国貿易、さらには金融上の諸問題をふまえたものだったわけである。こうした視点から逆に『利子・貨幣論』におけるロックの貨幣認識を再検討するとき、それをこれまで言われてきたような、重商主義の偏見に充ちただけの理解として片付けてしまうことは大きな誤りであることが示されよう。

ロックが、ホブズとは異なり、すでに「平和と友好と相互扶助」をそなえた状態として描いた「自然状態」こそ、実は、世界貨幣たる貴金属の流通をつうじて形成された、17、18世紀の世界市場の自生的秩序にはかならなかったのである。ロック以降は、この市場社会の自生的秩序の問題は、一方では諸個人の「道徳感情」にそくした社会的正義の問題として、他方では市場の自己調整機能の問題として理論化されてきたが、それらが近代の貨幣システムの基礎のうえにはじめて存立しうるものであることを、誰よりもロック自身がよく知っていたといえよう<sup>33)</sup>。

### Ⅲ 貨幣の改鋳問題と鋳貨論争

#### 1. イギリス鋳貨史と改鋳問題

1066年のノルマン・コンクエストにさいして、

33) それゆえロックにおいて、自然状態の第二段階から文明状態への移行（国家形成の社会契約）は、いわば、貴金属（世界）貨幣の流通によって形成された自生的な市場秩序を、国民的に内部化することをつうじてそれに対応していくという、まさに経済的な論理という

ウィリアム 1 世が銀の重量単位名をポンド（tower pound）と定めて以来、イギリスでも、もっぱら銀貨が一般的な通貨として広く流通してきた。1ポンド＝20シリング＝240ペンスという、ながらくイギリスの貨幣制度を支配してきた価格単位の体系も、このとき以来のものである。むろん、1663年にチャールズ 2 世がギニー金貨を鋳造するまでにも、例えば、ヘンリ 3 世のペニー金貨やチューダー朝のヘンリ 7 世のソヴリン金貨などたびたび金貨の鋳造がなされて、銀貨とともに使用されていたとはいえ、1666年まではイギリスの無制限法貨は銀貨のみであった<sup>34)</sup>。

ところが、中世から近世にかけてのイギリスの鋳貨の歴史は、当初はもっぱら、エドワード 1 世をはじめとする歴代の諸王によって、貨幣の品位や重量の引き下げられる歴史であった。これは何よりも、商業の拡大にたいする貴金属供給量の不足を、ヨーロッパ各国が、鋳貨の量目を引き下げることによって補おうとしたことに原因する。しかしながら、こうした鋳貨の金属標準の引き下げ（鋳貨の名称の引き上げ）は、

ことになるのではなからうか。そのことをふまえた貨幣論を展開しえなかったところに、ロックの貨幣金属説の限界があった。

34) 16世紀のイギリス貨幣史については、A.E. Feaveayer, "The Pound Sterling, A History of English Money", 1931 (一ノ瀬・川合・中島訳、『ポンド・スターリング』, 新評論, 1984) を参照した。また、金銀比価の変動、および貨幣の貶質がおよぼした為替および貿易の動向については、宮田美智也教授の研究が参照されなければならない。教授は、フェーヴァーやローヴァーの、イギリスが16世紀になっても銀本位制であったとする見解にたいして、「金・銀貨は法定比価に基づく本位制であった」限り複本位制であったと反論し、法定比価と現実比価との「衝突」にともなう、固有な金銀の対外流出入のメカニズムについて詳細に検討した（宮田『近代的信用制度の成立』, 1983, 有斐閣, 39-42頁）。イギリス国内で金貨が市場価格で取引され、公定比価が有名無実化していたにせよ、そのことが、イギリスが銀本位制であったということの根拠にならない、との教授の指摘は適切なものであろう。そもそも複本位制は、R.F. ハロッドによれば、東インド貿易からの要請にもとづくものであり、「自由市場における両金属の相対的価値を不変にとどめる」、いわゆる「補整作用」の役割を果たすとされる（R.F. Harrod, "Money", 1969, pp. 12-14. 塩野谷九十九訳、『貨幣——歴史・理論・政策——』, 東洋経済新報社, 16-28頁）。

当然のことながら銀の地金価格を鑄造価格以上に引き上げる方向に作用することになるであろう。こうした貨幣の貶質による地金価格と鑄造価格との乖離にこそ、バーボンやノースの、貨幣と貴金属との厳格な区分のうえに立つ、いわゆる貨幣名目説が根づよく定着してきた背景をみることができよう。

《貨幣の商品化》は、いうまでもなく、価格の単位が一定の品位をそなえた一定重量の貴金属（銀）にリンクされ、それゆえ銀の地金価格が公定相場（鑄造価格）に固定されることによってはじめて確立するわけであるから、それを可能にするシステムとして、いわゆる自由鑄造制と金銀の輸出の自由化が制度化されるまでは、完全な意味での《貨幣の商品化》が実現されたとはいえない<sup>35)</sup>。そこで貨幣制度の近代化は、まずエリザベス1世による1560年および1600年の通貨改革で貨幣の軽鑄化に一応の終止符がうたれ、1重量ポンドの銀地金から鑄造される一定品位のペニー貨が744個に固定されるようになって、ようやくその第一歩を踏みだした。しかし、こうした公的な価格標準の引き上げとは別に、あらたに価格標準を維持するうえで、貨幣流通に必然的な自然の摩滅や、とくに人為的な削盗による貨幣の貶質（軽鑄化）にたいする対応にせまられるようになっていった。こうした削盗による貨幣の貶質と、それによる通貨制度の混乱が、17世紀をつうじてあとをたたなかつたからである。

こうした歴史的な脈のなかではじめて、1690

年代の鑄貨論争およびイングランド銀行の創設、そして1717年のニュートンの通貨改革などが正当に位置づけられうるであろう。鑄貨論争の背景には、当時まだ粗悪な旧貨幣（hammered money）の流通もあって、銀貨の削り取りが活発に行われ、削損貨幣が銀貨の全流通量の6分の4近くにもおよぶとともに、また各個片の金属実質も半分前後にまで達していたという事情があった。そこで、法定重量どおりの完全鑄貨が発行されても、「グレッシャムの法則」にしたがい、それらは溶解されるか退蔵されるかして、市場から駆逐されてしまったからである。またイギリスでは王政復古後に金貨の急速な普及をみたが、しかし1663年以降も、いまだ銀が一般的に使用される唯一の本位であったことにかわりなく、ギニー金貨は一般の商品と同じように自由市場においてその時々相場でシリング貨と交換されていた。これは、金銀の法律上の公定比価が、世界市場でのその時々の実勢から乖離することのやむをえざる結果であり、複本位制度そのものの免れ得ない限界でもあった。だからこそ、1717年のニュートンの通貨改革におけるように、たびたび公定比価を現実の市場比価に修正する必要に迫られたのである<sup>36)</sup>。

## 2. 削損鑄貨と改鑄問題

さて、ジョン・ロックの貨幣理論は、すでにみた1660年代の利子論争へのかわりのなかではぐくまれ、1690年代における貨幣の改鑄をめぐる論争のなかでしだいに整理されていくなかで、とりわけ1695年に議会に提出された『ラウンズ報告』（William Lowndes: A Re-

35) 現実には、財政基盤の脆弱だったヨーロッパの各王室は、地金の持ち込み人にたいして鑄貨の額面額から鑄造税（seigniorage）を差し引いた額を鑄造価格として渡していたのであるから、地金価格と鑄造価格とは正確に一致していたわけではない。しかし、その鑄造税の額がわずかなもので、また絶えず変動することがないかぎりには、基本的に、地金価格が鑄造価格に固定されることにもとづいて価値尺度機能を果していたといつてよいだろう。だからこそ、ペティらしい自由鑄造制が本来的なものとされ、スミスからJ.S. ミルにいたるほとんどの自由主義者たちは、「単に費用をカバーする程度の鑄造手数料の徴収を《勧告》したに過ぎない」（Schumpeter, op. cit., p. 298, 前掲訳, 624頁）。かくして、1661年にイギリスが地金銀の輸出を自由化する一方、1666年には鑄造税をも廃止したのであった。

36) たとえばクラップムは、「銀が有効な本位金属であるかぎり、金のスターリング価値は銀の現実の状態と価値とに調整されていなければならぬ」、ギニー金貨は20シリング貨としてつくられたが、1695年までは、それは一般に30シリングとして通用した」（J. Clapham, "The Bank of England", vol. I, 1944, p. 35, 英国金融史研究会訳、『イングランド銀行 I』, 43頁）と指摘している。こうした金銀の市場比価の公定比価からの乖離の原因については、海外相場という対外的な要因と、削損貨幣の流通という国内的要因とが、ともに考慮されなければならぬ。

port Containing an Essay for the Amendment of the Silver Coin, London, 1695.) に対する反論をつうじて体系化されたものである。しかもそれは、たんに重商主義的性格をおびた時事的な論稿というだけにとどまらず、その後の現代にまでおよぶ多くの通貨をめぐる政策論争にさいして、一方の側にたった貨幣金属説と、それにもとづいて各国で制度化されていた金属本位制度の、いわば理論的・思想的な原点ともいべききわめて重要な地位を占めてきた。

とはいえ、1695年の貨幣の改鑄にさいして、ロックがみずからの貨幣金属説にもとづいて主張した《旧平価での改鑄》が実施されると、せっかく改鑄された新鑄貨は海外に流出してしまい、イギリス国民経済は極度の通貨の不足と信用の収縮という深刻なデフレーションにみまわれてしまった。このことに災いされて、その後、ロックの貨幣理論は、後世の批評家たちから、前近代的な貨幣理論としてもっぱら否定的にのみ取り上げられるようになっていったのである<sup>37)</sup>。そこでわれわれは、そうしたロックの主張（重鑄論）の政策的な妥当性や現実性とは一応区別したうえで、彼の貨幣金属説（商品説）のもつ理論的な意義と特徴について、一方ではバーボンをはじめとしたいいわゆる貨幣名目説との対比において、他方ではのちの古典派経済学の貨幣金属説との違いにそくして明らかにしていかなければならない。

すでに周知のように、1695年の「貨幣の価値の引き上げ」をめぐる論争は、90年代初頭に造幣局のトーマス・ニールらが実情にみあった銀貨の標準重量の引き下げ（平価の切り下げ）案を議会に提出したのを受けて、ウーブロンらがむしろ地銀の輸出禁止と鑄貨溶解禁止をもとめて反論したことにさかのぼることができる。とりわけ17世紀の後半に、削り取られて量目の不

足している毀損銀貨の広汎な流通によって、銀の地金価格（市場価格）が公定の鑄造価格以上に高騰したことがそのきっかけであった。すなわち、銀の地金価格が鑄造価格（mint price）以上に乖離したことから、当然のことながら、地金はまったく造幣局に持ち込まれなくなり、また標準重量をそなえた銀貨が発行されても、造幣局をでるとすぐに溶解され、割高に評価される海外に流出してしまっただけのために、イギリスが貨幣の不足に見舞われたからである。そのうえ1695年には、1692—95年のいわゆる「創業ブーム」のなかでイギリスの貿易収支が悪化して銀が海外に流出する一方、他方で、創設（1694）まもないイングランド銀行による銀行券の大量発行によって信用インフレがおきるなど、イギリスの通貨事情は危機的状況にあった。

こうしたなかでラウンズは、地銀の価格上昇（鑄造価格からの乖離）という現実をふまえたうえで、銀鑄貨の標準重量の引き下げを、すなわち価格標準（貨幣名称）の20パーセントの引き上げを提唱したのである。自由鑄造制のもとでは、いうまでもなく、鑄造価格が地金の市場価格の水準以上にある場合にのみ鑄造要請があり、造幣局に地金が持ち込まれるわけであるから、こうした逆の事態を打開しないかぎり、必要な鑄貨の供給確保は不可能であった。そこで、ロックもラウンズもともに、銀地金の市場価格の鑄造価格からの乖離を解消することによって、銀鑄貨本位制度の維持をはかろうとしたのであった。

このかぎりでは、ラウンズもまたロックと同様に、貨幣金属説に立脚していわゆる軽鑄論を主張しているのであって、彼の軽鑄論をバーボンをはじめとする貨幣名目説と等置してはならないのである<sup>38)</sup>。銀の地金価格を再びもとの鑄

37) これまでのロック貨幣理論の評価にさいして、彼の理論としての貨幣金属説と政策としての重鑄論とが、必ずしも十分に区別されないで扱われてきたことが、ロックの過小評価につながったのではないかと思われる。

38) 貨幣名目説においては、貨幣と、商品としての金銀とが明確に区分されなければならないのであるから、そもそも、商品としての地金の市場価格と鑄造価格の乖離があっても、それはむしろ当然ということになるであろう。すなわち、「貨幣は法律によって一定の価値を有するのであるが、金や銀の価値は不定であり、またその価格も、銅・鉛あるいは他の金属と同じく変動

造価格にもどそうとしたロックとは逆に、ラウンズはただ、鑄造価格の方を地金価格に一致させようとしたにすぎず、1717年のニュートンの通貨改革も、やはりこの軽鑄論の延長上にあったといえる。こうして両者の乖離を解消することによって価格標準の安定化をはかろうとした点においては、ラウンズやニュートンは、基本的にロックと同じ金属説の立場にたったということになる。

### 3. ロック重鑄論の限界

ロックは、ラウンズの軽鑄論にたいして、『貨幣価値の引き上げに関する再考察』（“Further Consideration Concerning Raising the Value of Money”, 1695——以下、“Further Consideration”と略）のなかで詳細に反論し、減価案に反対して、むしろ旧平価への復帰（旧標準での改鑄）という重鑄論を唱えたのであった。銀地金の騰貴による銀の対外流出が、一つには貿易収支の逆調と、二つには盗削された不完全鑄貨の流通に原因するものであるかぎり、たしかにロックのいうように、貿易収支の改善をはかり、精巧な縁刻貨幣（milled money）の発行によって削り取りを防がなければ、いくら価格標準を変更したところで、いずれ同じ問題が生ずるであろう。しかし、何よりも歴史的事実が反証したように、そのことがそのまま、ロックの主張した「旧平価への復帰」を正当化することにはならなかったのである。

ロックの誤りは、削損鑄貨の流通によって価格標準がもはや旧来の標準重量からはなれ、いかに法定重量以下であるとはいえ、すでにどれだけかの重量の銀を代表するものとして機能してしまっているという現実を無視したところにあった。こうした状況のなかで何よりも第1にとられるべき方策は、いちはやく鑄造価格を地

金の市場価格以上に引き上げ、必要なだけの鑄造要請を確保することだったはずである。にもかかわらず、ロックは、それとは全く正反対の政策を提起したのであった。ロックがいう、「すべての軽い（重量の足りない）貨幣をその量目だけで通用させる」ことによって、「削り取りをわりの合わぬものにする」というのは、いわばそのあとにくるべき第二段階の政策課題にすぎないのである<sup>39)</sup>。もしロックのいうように、銀地金の市場価格を旧平価の水準にまで引き下げようとするならば、すでに出回っているすべての不完全鑄貨を回収して改鑄することが前提になるはずである。しかしそうしたドラスチックな政策は、エリザベス1世の時代ならいざしらず、産業化が深く進行しはじめたこの時代には、人々の経済生活に多大な影響を与えかねないであろう。それゆえ、たんなる価格標準の名称変更にすぎないラウンズの提起した「貨幣価値の引き上げ」こそ、地金の市場価格を前提にしたあらたな鑄造価格の設定として、もっとも社会経済的影響の少ない現実的で妥当な政策だったわけである。

ロックは、「削損貨幣をさしあたりその重量で通用させ……、ついで徐々にそれを縁刻貨幣に改鑄することで……完全に矯正される」であろうと楽観的な見通しを立てたが、しかし削損貨幣を地金としてのみ通用させるにしても、問題はその地金の市場価格の水準にこそあったのである<sup>40)</sup>。銀地金の市場価格が銀貨の鑄造価格から乖離している状態を放置したままで、もし標準地銀1オンス＝5シリング2ペンスというエリザベス以来の法定鑄造価格で改鑄すれば、当然のことながら、新鑄貨はすべて溶解されてしまうであろうことは当然といえよう。ロックは、価格標準の変更によって債権者たちが多大な不利益を蒙ることを何より危惧していたが、それは地金の市場価格が鑄造価格に一致している限りにおいてであり、現実には市場価格の方が

する」(N. Barbon, op. cit., 前掲訳, 22頁) のものと、両者は区別されたのである。ただノースの場合には、基本的には名目説にたちながらも、削損貨幣の流通による混乱に対処するための現実的な方策として、軽鑄論を支持している (D. North, “Discourses upon Trade”, 1691, 久保芳和, 前掲訳, 47-48頁)。

39) Lock, “Further Consideration”, pp. 13-14, 邦訳, 237頁。

40) Lock, “Further Consideration”, p. 35, 邦訳, 258頁。

価格標準の基準になっている以上、債権債務関係には何の影響も及ぼさないはずであろう。

ただロックの貨幣金属説それじたいは、これまでしばしば批判されてきたような、「貨幣と銀とを同一視」する重商主義の金属主義的偏見と片付けてしまう訳にはいかないのである。むしろ、ロックにたいするこうした批判がよってたつ貨幣名目説こそ、すでにみたような《貨幣の商品化》の意義を理解しえないものであった。ロックのいうように、ひとたび価格標準が一定量の銀にリンクされたならば、鑄貨制度が正常に維持されているかぎり、「銀（地金）が銀（鑄貨）にたいして騰貴する」などというようなことはありえない<sup>41)</sup>。それゆえ、「我国の貨幣が各個片ともすべて完全な量目の銀を保持し、標準を完全に維持していさえすれば、それらのことは別に銀の溶解や輸出を促進しも阻止もしない」のである。このように、銀地金の価格が鑄造価格から乖離して変動することを想定することこそ、削損通貨の一般的通用や不換紙幣の恣意的発行を前提にするといった、金属本位制度にとってはきわめて異常な事態だからである。

#### 4. 貨幣制度の近代化

これまでみてきたように、多分に象徴的な性格の貨幣の流通とそれを基準にした価格の単位からなる中世以来の貨幣秩序が、近代において、奢侈財として普遍的流通性をもった貴金属の地金にリンクするなかで、商品経済をはじめ一つの自己完結した世界システムとして自立せしめることになった。それゆえ、こうした近代の商品貨幣は、いわば自生的に成立した無政府的（グローバル）な商業社会の産物であるが、各国はこの世界市場システムに対応すべく、さしあたり近代的な貨幣制度の整備を要請されたのであった。とりわけ、観念的な価格の単位として一般的に用いられる価格標準を、いかに貴金

属の一定重量とを結び付け、また厳格に維持していくことができるかが、当時の為政者たちを悩ましつづけた課題であった<sup>42)</sup>。ロックに代表される貨幣金属説こそ、こうした歴史的背景をふまえ、《貨幣の商品化》についてもっとも原則的に述べた所説ということができよう。

《貨幣の商品化》は、ロックの想定するように、最も単純な形としては、所定の貴金属重量を備えた鑄造貨幣の流通によってはじめて制度的に保証されるものである。また歴史的にも、ヨーロッパ各国は、そうした貴金属の一定重量を基準にした価格標準の制定に対応すべく、あらたな鑄貨制度の確立とまたその安定への道を模索していったことは周知のとおりである。しかしながら、こうした近世から近代初頭にかけてのヨーロッパにおける貨幣史がわれわれに示していることは、金属実質を備えた鑄造貨幣の流通を前提にする貨幣制度には、いくつかの免れえない困難が伴ったのであった。

こうして、貴金属本位を実際に運用してゆくための、貨幣システムの制度上の諸問題に尽きるのである。それは何よりも第1に、商業の拡大にたいする貴金属供給の確保という問題であり、その立ち遅れによって、ヨーロッパ各国が慢性的な貨幣の不足に見舞われた。外国貿易をつうじて貴金属貨幣の獲得と確保を追求したいわゆる重金主義および重商主義の経済思想こそ、こうした歴史的背景の中から生まれたものであることはいうまでもなからう<sup>43)</sup>。またこの貨幣の不足に対処するため、フランス、イギリス、ドイツ、スペインなどで鑄貨の量目がたびたび引き下げられて、名目的な物価の上昇（インフ

41) Lock, "Further Consideration", p. 37. 邦訳, 260頁.  
こうしたロックの批判は、貨幣名目説にたいする批判たりえても、軽鑄論にたいしては、何らの有効な批判たりえないのである。

42) イギリスにおける金融制度の近代化については、関口尚志「金融制度の変革——イギリス市民革命における金融問題を中心として」（大塚・高橋・松田編『西洋経済史講座Ⅳ』、岩波書店、1960、所収）、および依光良馨『イギリス金本位制成立史』、1967、東洋経済新報社、を参照。

43) 鑄貨そのものの海外への輸出や自由な溶解が認められなかった当時のヨーロッパの状況では、対外支払い用の地金の不足によってもプレミアが発生して、地金価格が鑄造価格を上回ることになるから、どうしても一定量の金銀の地金を確保することが必要であった。



レーション)を引き起こし、しばしば商業取引上の混乱を引き起こしたことも周知のとおりである。

第2に、旧来から各国では、金や銀など複数の貴金属からなる鑄造貨幣が流通していたので、貨幣制度の近代化にさいしても、多くの場合、法的に複数の貴金属の公定比価を定める複本位制が採用された。ところがその公定比価がしばしば貴金属の国際相場から乖離したため、それによって各国は投機的な貴金属の対外流出入に見舞われ、度重なる公定比価の修正を余儀なくされた。そもそも、複数の貴金属商品を本位貨幣に定めようとする事自体、ロックの指摘するように、単一の価格標準を要請するはずの《貨幣の商品化》とは矛盾していたためである<sup>44)</sup>。

第3に、イギリスをはじめとする多くの諸国では、《貨幣の商品化》がいわゆる金属鑄貨本位制として出発し、価格の単位がさしあたり貴金属鑄貨に含まれる金属重量を基準にしていたことから、深刻な問題が生じた。すなわち、鑄貨は流通にともなって摩滅や削盗を免れ得なかったから、「悪貨による良貨の駆逐」はおのずから価格標準の変更を余儀なくし、それにともなう貨幣制度の混乱を引き起こすことになった。だからこそイギリスなどでは、のちに、少額取引に使用され最も一般的に流通していた銀貨は、銀にくらべて高額で貯蔵貨幣としてもちいられることの多かった金貨に本位貨幣としての地位を譲り、象徴的な補助貨幣として流通することになっていったのであった<sup>45)</sup>。

1690年代の鑄貨論争は、こうして、一方の資本主義世界市場の成立期における《貨幣の商品化》の歴史的要請と、他方の貴金属鑄貨の流通

を前提する貨幣システムの現実的諸困難との矛盾のなかで、いわば必然的に発生したものであるということができよう。それはまた、各国が貨幣制度の近代化の過程において多かれ少なかれ遭遇し、クリアしなければならぬ課題でもあった。

## おわりに

重商主義から古典派をへて、現代の貨幣理論にいたるまで多かれ少なかれ共有されてきた貨幣金属説は、何よりも、近世から近代にかけての西ヨーロッパにおける自生的な市場秩序の形成という、資本主義世界経済の形成期に特有な事情を一般化した貨幣理論ということができよう。とりわけロックの貨幣理論が背景にしていた銀あるいは金などの貴金属本位制は、古くから流通していた貨幣がいかなる権威や権力からも自立し、もはや「貨幣固定説」が説くような交換用具としての社会的合意の象徴としてではなく、一定量の貴金属を体現するかぎりにおいてのみ、普遍的に通用し得るというあらたな事態に対応したものであった。

しかし、このように《貨幣の商品化》を制度化する貴金属本位制は、一方で、政治権力を前提しない「自然状態」の市場(商業)社会の自生的な交換秩序を形成せしめるものとして登場しながら、他方では、それを実際に運用していくために、最軽量目規定をはじめとして、近代国家の政治権力によるさまざまな法的規制(貨幣制度)を必要としていた。しかもこの近代貨幣は、その独自の運動のモチーフによって市場を牽引するだけの主体性をそなえ、市場への流入をくりかえす貴金属の動きが市場をしばしば攪乱したため、それをいかに制御するかが近

44) 「金と銀のような二つの金属は、どの国においても同時には商業の尺度たりえない。なぜなら、商業の尺度は、永遠に同一、不変で、その国のあらゆる地域において一律の価値を保持しなければならないからである。しかしそうしたことは一金属だけがおこなうか、あるいは銀に対しては銀、金に対しては金というように、それ自身に対してのみなすうことである。」(Lock, "Further Consideration", p. 21, 邦訳, 244頁)

45) イギリスでは、1774年の法令で、無制限法貨としての地位が、それまでの銀貨から、高額で一般的に使用されることの比較的に少なかった金鑄貨(ソヴリン金貨)に譲られていったのであるが、これも、鑄貨にふくまれる貴金属量を価格の単位にするような貨幣システムが免れえない、制度上の諸問題を回避するための方策の一つであったといえよう。信用通貨の流通とともに、こうしてふたたび貨幣の象徴化が進行していったことに注目しなければならない。

代国家の重要な課題となってさえいった。

こうして資本主義世界経済は、何よりもまず、旧体制下で自生的に進行していった《貨幣の商品化》を歴史的な前提に、商品経済的に自己完結した社会システムとして自立したわけであるが、しかしそれを現実に維持していくためには、けっしてロックの説くような貴金属鑄貨本位制という純粋な商品貨幣システムでは存立できず、国家による貨幣の間接的制御を必要とするという一つのパラドックスを免れえなかったのである。かくして、ロック以降の貨幣をめぐる論争においては、ロックが想定するようなグローバルな商業社会の自生的秩序と、それに対応すべく各国政府によってとられた貨幣・金融政策との整合性をめぐって、ふたたび貨幣金属説と貨幣名目説とが対峙することになったわけである。

貨幣の改鑄をめぐるロックの重鑄論は、たし

かにそのみじめな結果からも判るように政策的な妥当性を欠くものであったが、しかしその貨幣金属説そのものは、《貨幣の商品化》にもとづく市場システムの自立について、経済学史上はじめて原理的な規定を与えたものとして、高く評価しなければならない。むしろこうした近代貨幣理論におけるロックの偉業は、市場経済を一つの自立した社会システムとしてとらえようとした、彼の「自然状態」の理論によるところが大きかったといえよう。しかもその商品貨幣説は、ペティからスミス、リカードをへてマルクスにいたる系譜の商品貨幣説とは基本的に異なり、一般の商品とは異なる独自の運動を展開するものであることを、金属説と数量説のうえにたった固有な貨幣価値の規定によって論じようとしたのであった。